

○村田町移住支援金支給要綱

令和元年5月21日

告示第31号

(趣旨)

第1条 移住を希望する者の移住経費の負担を軽減するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から村田町へ移住する者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給等については、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(令3告示15・令4告示22・令8告示20・一部改正)

(支援金額)

第2条 支援金の額は、世帯区分に応じ次の各号に定める額とする。

(1) 世帯での移住の場合 100万円

(2) 単身での移住の場合 60万円

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(令4告示22・令5告示22・一部改正)

(対象者要件)

第3条 支援金の対象となる者は、申請時において、次の第1号から第9号までのいずれの要件にも該当し、世帯の申請をする場合にあつては第10号の要件をも満たす者とし、18歳未満の世帯員の加算を申請する場合は第11号の要件を満たすものとする。

(1) 県実施要領第5の1(1)①(ア)に該当すること。

(2) 県実施要領第5の1(1)②(ア)及び⑤による申請の場合は、平成31年4月1日以降に村田町に転入し、支援金の申請時において、村田町内に住所を有すること。また、②(イ)、③及び④による申請の場合は、令和3年4月1日以降に転入し、支援金の申請時において、村田町内に住所を有すること。

(3) 支援金の申請時において、村田町に転入し、実際に異動した日の後3か月以上1年以内であること。

(4) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 日本人であること、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(7) 過去10年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、宮城県及び村田町が認める場合を除く。

(8) 県実施要領第5の1(1)の②、③、④及び⑤のいずれかに該当すること。この場合において、県実施要領第5の1(1)④に該当するときは、申請時において60歳未満の者であって、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でない者で、次のアのいずれかの要件を満たし、かつ、イのいずれかの要件を満たす者とする。

ア 関係人口に係る確認要件

- (ア) 村田町内に3親等以内の親族がいる者
- (イ) 村田町内に戸籍で確認ができるルーツがある者
- (ウ) 村田町内の小学校、中学校又は高等学校を卒業した者

イ 地域の担い手確保に係る確認要件

- (ア) 村田町内にて農林業に就業する者
- (イ) 村田町内で営む家業等へ就業する者
- (ウ) 村田町内に所在する事業所に就業する者で県実施要領第5の1(1)の②以外の就業先である場合

(9) その他村田町及び宮城県が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(10) 世帯の申請をする場合にあつては、県実施要領第5の1(1)①(エ)に該当すること。

(11) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合にあつては、県実施要領5の1(1)①オに該当すること。

(令3告示15・全改、令4告示22・令7告示12・令8告示20・一部改正)

(支給の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、転入後3か月以上1年以内に、次の各号に定める書類を、町長に提出しなければならない。

(1) 全員が提出必須の書類

- ア 村田町移住支援金交付申請書(様式第1号)
- イ 写真付き身分証明書の写し
- ウ 移住元の住民票の除票の写し
- エ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類

- ア 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
 - ア 履歴事項全部証明書、開業届の写し等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）
- (4) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する場合のみ提出が必要な書類
 - ア 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - イ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (5) 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類
 - ア 移住元の住民票の除票の写し
- (6) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合に必要な書類
 - ア 移住元の住民票の除票の写し（転入時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し）
- (7) 就職に関する要件の申請者のみ提出が必要な書類
 - ア 就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第2号）
- (8) テレワークに関する要件の申請者のみ提出が必要な書類
 - ア 就業証明書（移住支援金の申請用）※テレワーク用（様式第3号）
- (9) テレワークに関する要件の申請者のうち個人事業主のみ提出が必要な書類
 - ア 業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）
 - イ 開業届の写し又は確定申告書の写し
 - ウ 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（確定申告書の写しで代替可）
- (10) 移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ア 起業支援金の交付決定通知書の写し
- (11) 関係人口に関する要件の申請者のみ提出が必要な書類
 - ア 第3条第7号ア（ア）又は（イ）に該当する場合 戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本
 - イ 第3条第7号ア（ウ）に該当する場合 卒業が確認できる書類
 - ウ 第3条第7号イ（ア）に該当する場合 農林業就業が確認できる書類

エ 第3条第7号イ（イ）に該当する場合 家業等への就業が確認できる書類

オ 第3条第7号イ（ウ）に該当する場合 就業証明書

（令3告示15・令4告示22・令5告示22・令7告示12・令8告示20・一部改正）

（支給の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請に基づき、支給を決定したときは宮城県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書（様式第4号）により、支給しないことを決定したときは移住支援金不支給決定通知書により、通知するものとする。

（令3告示15・一部改正）

（支給の方法）

第6条 町長は、支援金の全額を一括で支給する。

2 支給は原則として、預金口座への振込によるものとする。

（支給の決定の取り消し等）

第7条 町長は、第5条の規定により支援金の支給の決定の通知を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたと認められるときは、支給決定を取り消すとともに、申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第8条 支援金の支給を受けた者が、次の第1号から第4号までのいずれかに該当するときは支援金の全額を、第5号に該当するときは支援金の半額を、返還しなければならない。

（1） 虚偽の申請をした場合

（2） 移住支援金の申請日から3年未満に宮城県外に村田町から転出した場合

（3） 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（テレワーク、関係人口の場合は除く。）

（4） 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（5） 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に宮城県外に村田町から転出した場合

2 町長は、前項の規定により支援金を返還しなければならない受給者に対し、返還命令書（様式第5号）により支援金の返還を請求するものとする。

（令3告示15・一部改正）

（支援金の返還免除）

第9条 町長は、前条の規定により支援金を返還しなければならない受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部の返還を免除することができる。

（1） 就業先の企業等が倒産したとき。

(2) 精神又は身体に著しい障害が発生したとき。

(3) 災害その他やむを得ない事由が生じたことを町長が認めるとき。

2 前項の規定により、支援金の返還免除を希望する者は、移住支援金返還免除申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、免除を行うこととした場合は、移住支援金返還免除決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（令3告示15・一部改正）

（住所変更の届出）

第10条 移住支援金の申請日から5年以内に他の市区町村へ転出するときは、宮城県移住支援事業に係る住所変更届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（令3告示15・一部改正）

（立入検査等）

第11条 町長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、支給者に対し、必要な事項の報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うことができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年2月17日告示第7号）

この告示は、公布の日から施行し、令和元年12月27日から適用する。

附 則（令和3年3月29日告示第15号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月24日告示第76号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第22号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日告示第11号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第22号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日告示第12号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日告示第20号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

村田町移住支援金交付申請書

宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第5の1(1)及び村田町移住支援金支給要綱第4条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する箇所)に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	
世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数(1の申請者は含まない)		人		左記世帯員の人数のうち18歳未満の者の人数	
移住支援金の種類	1. 就業 2. 起業 3. 専門人材 4. テレワーク 5. 関係人口				

3 各種確認事項(該当する欄)に○を付けてください)*

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「宮城県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、村田町に居住する意思について	A. 意思がある		B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載※テレワーク、関係人口は対象外) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載※テレワーク、関係人口は対象外) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 村田町への移住の意思について	A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載)東京23区への在勤・通学の履歴

※過去10年のうち通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先・通学先	就業地・通学先

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度/行くことはない/その他()
管理コード(宮城県及び村田町使用欄)	

7 添付書類

<p>【全員が提出必須の書類】</p> <p><input type="checkbox"/>写真付き身分証明書の写し</p> <p><input type="checkbox"/>移住元の住民票の除票の写し</p> <p><input type="checkbox"/>支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し</p> <p>【東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類】</p> <p><input type="checkbox"/>東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等</p> <p>※移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類</p> <p>【東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業者のみ提出が必要な書類】</p> <p><input type="checkbox"/>履歴事項全部証明書、開業届の写し等(移住元での在勤地、在勤期間を確認できるもの)</p> <p>【東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する場合のみ提出が必要な書類】</p> <p><input type="checkbox"/>在学期間の確認ができる卒業証明書、成績証明書等</p> <p>【世帯向けの金額を申請する場合に提出が必要な書類】</p> <p><input type="checkbox"/>移動元の住民票の除票の写し(申請者以外の方のもの)</p> <p>【18歳未満の世帯員の加算を申請する場合に提出が必要な書類】</p> <p><input type="checkbox"/>移動元の住民票の除票の写し(申請者以外の方のもの)</p> <p><input type="checkbox"/>転入時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し</p> <p>【移住支援金(就業の場合)申請者のみ提出が必要な書類】</p> <p><input type="checkbox"/>就業先企業等の就業証明書</p> <p>【就職に関する要件のうち専門人材の場合の申請者のみ提出が必要な書類】</p> <p><input type="checkbox"/>専門人材制度の利用実績証明書(移住支援金申請用)</p> <p>【移住支援金(テレワークの場合)申請者のみ提出が必要な書類】</p> <p><input type="checkbox"/>就業先企業等の就業証明書※テレワーク用</p> <p>※個人事業主のみ提出が必要な書類</p> <p><input type="checkbox"/>業務委託契約書等(申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)</p> <p><input type="checkbox"/>開業届の写し又は確定申告書の写し</p> <p><input type="checkbox"/>申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(確定申告書の写しで代替可)</p> <p>【移住支援金(起業の場合)申請者のみ提出が必要な書類】</p> <p><input type="checkbox"/>起業支援金の交付決定通知書</p> <p>【移住支援金(関係人口の場合)申請者のみ提出が必要な書類】</p> <p><input type="checkbox"/>戸籍全部事項証明書、戸籍謄本又は卒業が確認できる書類</p> <p><input type="checkbox"/>就業証明書又は開業届出済証明書等</p>

(様式第1号別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 宮城県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、宮城県及び村田町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第5の1(2)及び村田町移住支援金支給要綱第8条の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に宮城県外に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 新しい地方経済・生活環境創生交付金及び地域未来交付金を活用して宮城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に宮城県外に転出した場合：半額
- 3 移住支援金の申請日から5年以内に以外の市町村に転出する場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領に基づき村田町に住所変更の届出を提出します。この住所変更の届出は、申請日から5年以内に他の市町村に移動する都度、村田町に提出します。

(様式第1号別紙2)

宮城県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

宮城県及び村田町は、宮城県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、宮城県及び村田町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

村田町長

所在地
 事業者名
 代表者名
 ※署名又は記名押印
 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入し代表者印を押してください。)
 電話番号
 担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	<input type="checkbox"/> 目的達成後に離職することが前提ではない
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業
	【勤務者の業務内容】
	【人材を仲介した事業者名】

宮城県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、宮城県及び村田町の求めに応じて、宮城県及び村田町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

村田町長

所在地
事業者名
代表者名
※署名又は記名押印
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入し代表者印を押してください。)
電話番号
担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)※テレワーク用

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署 (テレワーク元) の所在地	
勤務先(テレワーク元)の電話番号	
勤務形態	移住先で週20時間以上テレワークにより勤務する (原則として、恒常的に通勤しない)
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
テレワーク交付金	勤務者に地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業による資金提供をしていない

宮城県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、宮城県及び村田町の求めに応じて、同宮城県及び村田町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

村田町長

宮城県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領第5の1（1）及び村田町移住支援金支給要綱第5条の規定により、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 村田町は、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第5の1（2）及び村田町移住支援金支給要綱第8条の規定により、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に宮城県外の市区町村に転出した場合：全額
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金又はア地域未来交付金を活用して宮城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に宮城県外の市区町村に転出した場合：半額

2 村田町は、村田町移住支援金支給要綱第11条の規定により、宮城県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第5号(第8条関係)

第 号

氏名

年 年 月 日付け 号で交付決定しました移住支援金については、下記の理由から村田町補助金等交付規則第16条の規定により交付決定を取り消すため、同規則第17条の規定により超過交付額 円を 年 月 日までに返還することを命じます。

年 月 日

村田町長

記

1 理由

村田町移住支援金支給要綱(令和元年5月21日告示)第8条第 号に該当したため

2 その他

同規則第18条の規定により上記納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

村田町長

申請者 住所
氏名
※署名又は記名押印

移住支援金返還免除申請書

年 月 日付け第 号で交付決定があったこのことについて、村田町移住支援金支給要綱第9条の規定に基づき、支援金の返還免除を希望したいので、下記の通り申請します。

返還免除理由

管理コード	
-------	--

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

村田町長

移住支援金返還免除決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて村田町移住支援金支給要綱第9条の規定により下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

返還額 _____ 円

○返還期限日 年 月 日

管理コード	
-------	--

様式第8号（第10条関係）

宮城県移住支援事業に係る住所変更届

年 月 日

村田町長

申請者住所

氏名

※署名又は記名押印

年 月 日付で交付決定のありましたこのことについて、以下のとおり住所
を変更しますので、村田町移住支援金支給要綱第10条の規定により、届け出ます。

記

1. 現在の住所
2. 新しい住所
3. 変更予定年月日
4. 電話番号

様式第1号 (第4条関係)

(令3告示15・全改、令4告示22・令5告示11・令5告示22・令7告示12・
令8告示20・一部改正)

様式第2号 (第4条関係)

(令3告示15・全改、令3告示76・一部改正)

様式第3号 (第4条関係)

(令3告示15・追加、令3告示76・令8告示20・一部改正)

様式第4号 (第5条関係)

(令3告示15・旧様式第3号線下、令5告示22・令8告示20・一部改正)

様式第5号 (第8条関係)

(令3告示15・追加)

様式第6号 (第9条関係)

(令3告示15・旧様式第4号線下、令3告示76・一部改正)

様式第7号 (第9条関係)

(令3告示15・旧様式第5号線下)

様式第8号 (第10条関係)

(令3告示15・旧様式第6号線下、令3告示76・一部改正)